

〔建設工事〕舗装工事 入札説明書

平成 27 年 8 月作成 勝山市監理・防災課
最終改正 令和 3 年 4 月

入札参加条件は以下のとおり。

- アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー及びタイヤローラーまたはこれらと同等の機能を有する機械^{*1}を保有(リース保有^{*2}を含む。)し、かつ、当該機械をこの工事現場に使用すること。また、当該機械のオペレータをこの工事の現場に配置し、かつ当該オペレータが当該機械を操作すること。
- 落札候補者は条件付き競争入札参加資格確認申請書に合わせ別紙様式1の「機械の保有状況及びオペレータの配置」^{*3}を提出すること。

1. 使用機械について

※1 舗装機械について

- ・同等の機能を有する機械(以下、舗装機械という。)とは下記の全てとする。
 - (1)乗用型の敷設及び敷均しに用いる機械(アスファルトフィニッシャー 等)
 - (2)乗用型の転圧・締固めに用いる機械 (マカダムローラー、タイヤローラー、コンバインドローラー、タンデムローラー 等)

※2 リース保有について

- ・リース保有には、リース期間が入札参加資格の有効期間の末日以降に及ぶもので、リース期間中の全てにおいて「所有」と同視できる程度に独占的使用が認められているもの(原則として、法人税法に規定するファイナンスリース取引契約に係るもの。以下、長期リースという。)に加え、工事請負期間中独占的に使用できる、他の業者からの賃貸借契約(以下、短期リースという。)を認める。
- ・落札候補者は上記の短期リースが発生する場合、別紙様式2の念書も合わせて提出すること。

※3 別紙様式1「機械の保有状況及びオペレータの配置」について

- ・別紙様式1は勝山市発注の一般競争入札対象受注工事ごとに提出すること。
- ・勝山市発注の一般競争入札対象工事の落札候補者は、その工事で使用する舗装機械及びオペレータを全て別紙様式1に記載して提出すること。
- ・勝山市発注の一般競争入札対象工事において使用する舗装機械は、他社が他工事で使用しているなど、同一の舗装機械が異なる現場で重複して使用されている状況がないようにすること。
- ・施工上支障がない場合に限り、同一業者が複数の工事を同一の舗装機械で施工することを認める。
- ・工事請負期間中であっても、舗装機械の使用が以後発生しないと工事監督が認め、中間検査を行った場合においては、完成届の受理以前に他の現場での使用を可とする。
- ・別紙様式1で提出した舗装機械の変更については、自社保有及び長期リースの舗装機械に限り変更を認め、短期リースの舗装機械から別の短期リースの舗装機械への変更を認めない。自社保有及び長期リースの舗装機械から短期リースへの変更については、突然の舗装機械の故障等によるもののみ認める。ただし、同一舗装機械の故障等による短期リースへの変更が、同一年度内に2回を超える場合、当該舗装機械の変更を認めない。
- ・別紙様式1で提出した舗装機械に別の舗装機械を追加する場合は、変更届にて追加することとし、この場合は受注の際に提出した別紙様式1の舗装機械とともに使用すること。
- ・変更届は、舗装機械を使用する日の5日前(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日は除く。)までに提出すること。ただし突然の舗装機械の故障等による場合で上記期限までに変更届が提出できない場合は、工事監督から許可が出るまで変更後の舗装機械による施工を行わないこと。

2. オペレータの配置について

- ・別紙様式1により指定したオペレータの舗装機械操作を厳守すること。
- ・オペレータに変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出すること。